

管理状況の報告等に関する規定

資料6

	規定	管理状況の報告	管理状況の公表	行政機関に対する調査権
高知県 検討のたたき台 (事務局提案)	(管理状況の報告等) 第〇条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。	○	○	×

報告・公表事項は、国で行っている内容を踏まえ、以下のものなどを想定する。  
公文書ファイル等の保有数、媒体の種別、レコードスケジュールの設定状況、移管数、廃棄数、移管率、保存期間の延長理由、延長状況、点検、監査、研修等の実施状況

法第9条第3項及び第4項の内閣総理大臣の行政機関に対する調査権は、コンプライアンスの確保のために定められた規定であるが、知事や知事の付属機関である第三者委員会に、そこまでの強力な権限を持たせることが地方公共団体の組織構成上困難であるため、第三者委員会の公文書管理の重要事項に関する意見で対応していきたい。

公文書管理法	(管理状況の報告等) 第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。 3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。 4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。	○	○	○
東京都	(管理状況の点検) 第十二条 実施機関は、毎年度、公文書の管理状況を点検し、必要な措置を講じなければならない。  (管理状況の公表) 第十三条 知事以外の実施機関は、公文書の管理状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。 2 知事は、実施機関における公文書の管理状況を取りまとめ、毎年度、その概要を公表しなければならない。  (知事の助言) 第十五条 知事は、第十三条第一項の規定による報告を受けたときは、知事以外の実施機関に対し、必要な助言を行うことができる。	○	○	△(助言)
鳥取県	(管理状況の公表) 第26条 知事は、公文書等の管理の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。	×	○	×
島根県	規定なし	×	×	×
香川県	(管理状況の報告等) 第9条 行政機関は、簿冊管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。	○	×	×
熊本県	(管理状況の報告等) 第9条 実施機関は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。	○	○	×